

告 示

埼玉県告示第七百四十一号

理容師法施行条例（平成十二年埼玉県条例第二十三号）第七条及び美容師法施行条例（平成十二年埼玉県条例第二十四号）第七条の規定による出張理美容師衛生講習として次のとおり指定した。

令和三年六月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 講習の主催者

埼玉県知事 大野 元裕

二 講習日程及び講習会場

イ 令和三年八月二十三日

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県庁第三庁舎

ロ 令和三年九月三日

埼玉県川越市新宿町一丁目十七番十七

埼玉県川越地方庁舎

ハ 令和三年十月二十二日

埼玉県熊谷市末広三丁目九番一号

埼玉県熊谷保健所

ニ 令和三年十一月三十日

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県庁第三庁舎